



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月27日金曜日 第697号外1

◇ 目次 ◇

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例.....	(行政経営課)	1
愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例.....	(人事課)	2
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財政課)	3
愛媛県官民共創推進基金条例.....	(")	5
愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	(税務課)	5
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	(総合政策課官民共創推進室)	6
愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例.....	(スマート行政推進課)	7
愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例.....	(環境・ゼロカーボン推進課)	7
国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例.....	(医療保険課)	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例.....	(障がい福祉課)	9
愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例.....	(港湾海岸課)	10
愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....	(道路維持課)	10
愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課)	11
愛媛県監査委員条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例.....	(監査事務局)	12
愛媛県県立高等学校等教育改革推進基金条例.....	(教育総務課施設厚生室)	13
教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例.....	(義務教育課)	13
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	(高校教育課)	14
愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例.....	(財政課)	14

条 例

○愛媛県条例第1号

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例

愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____ によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

愛媛県民 文化会館	省略	
省略		

愛媛県民 文化会館	省略	
省略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 省略 <u>（添付書面等の省略）</u></p> <p>第8条 申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。）の県の機関等への提供その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、電子情報処理組織を使用して当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> <p>第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略</p>	<p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略</p>

附 則

この条例は、令和9年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第10章 省略</p> <p>第10章の2 <u>海洋再生可能エネルギー発電事業を実施する事業者に関する特例（第42条の2）</u></p> <p>第11章・第12章 省略</p> <p>第12章の2 整備法に規定する知事の意見に係る手続（第44条の</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章 省略</p> <p>第11章・第12章 省略</p>

2)

第13章 省略

附則

第42条 省略

第10章の2 海洋再生可能エネルギー発電事業を実施する事業者に関する特例

第42条の2 選定事業者（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第16条第2項第10号に規定する選定事業者をいう。）である事業者がその認定公募占用計画（整備法第22条第1項に規定する認定公募占用計画をいう。）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業（整備法第2条第4項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業をいう。）である対象事業を実施する場合における当該事業者については、第3章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における事業者に関する第11条第1項、第14条、第21条第1項第1号、第24条、第25条第1項及び第26条第3項の規定の適用については、第11条第1項中「前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え」とあるのは「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第11条第1項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第10条第4項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して」と、第14条中「第8条第1項及び第10条第1項の意見」とあるのは「整備法第11条第4項及び第7項の環境保全意見」と、「第6条の地域」とあるのは「整備法第11条第6項の地域」と、同号中「同条」とあるのは「第11条」と、第24条及び第25条第1項中「第7条」とあるのは「第15条」と、第24条及び第26条第3項中「第5条から」とあるのは「第11条から」とする。

第12章 法に規定する知事の意見に係る手続

第44条 知事は、法第3条の7第1項（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を求められたときは、当該意見を求めた者に対し、法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、法第3条の2第1項（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事業実施想定区域を管轄する市町長に配慮書の案若しくは配慮書の写しを送付し、期間を指定して当該市町長の環境の保全の見地からの意見を求め、又は審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

3・4 省略

第12章の2 整備法に規定する知事の意見に係る手続

第44条の2 知事は、整備法第11条第7項の環境保全意見を表明しようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第13章 省略

附則

第42条 省略

第12章 法に規定する知事の意見に係る手続

第44条 知事は、法第3条の7第1項（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を求められたときは、当該意見を求めた者に対し、配慮書 _____ の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、法第3条の2 _____（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事業実施想定区域を管轄する市町長に配慮書の案若しくは配慮書の写しを送付し、期間を指定して当該市町長の環境の保全の見地からの意見を求め、又は審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

3・4 省略